

監査第64号
平成22年8月27日

三重県知事 野呂昭彦様

三重県監査委員 植田十志夫

三重県監査委員 中森博文

三重県監査委員 北川裕之

三重県監査委員 田中正孝

平成21年度三重県公営企業会計資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、平成22年7月29日付け総務第07-118号で審査に付された、平成21年度三重県公営企業会計に係る資金不足比率及び証拠書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 21 年度 三重県公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

平成 21 年度三重県公営企業会計の資金不足比率の審査にあたっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに注眼をおき、審査を行った。

2 審査の結果

(意 見)

審査に付された下記資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ、資金不足は発生していない。

記

【資金不足比率】

会 計 名	平成 21 年度	(参考) 経営健全化基準
水道事業会計	－%	20%
工業用水道事業会計	－%	20%
電気事業会計	－%	20%
病院事業会計	－%	20%

注) 各会計の資金不足比率は、資金剩余额（黒字）であることから算定されない。

〈参考〉

【資金剩余额】

会 計 名	資金剩余额
水道事業会計	13, 592, 291 千円
工業用水道事業会計	14, 336, 467 千円
電気事業会計	2, 254, 736 千円
病院事業会計	1, 196, 544 千円